

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	①地域安全対策の推進	実施計画掲載頁	131頁
対応する 主な課題	○沖縄県は海域を含めると広大な行政区域を持っている上、人口や入域観光客数の増加、米軍基地から派生する諸問題等の特殊事情を抱えている。また、警察官1人あたりの110番件数が全国で最も多い。		
関係部等	子ども生活福祉部、警察本部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○安全なまちづくりの推進				
1	安全なまちづくり推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	2,005	順調	○協働事業など、3事務局(教育庁・知事部局・県警)の連携を密にし、各事業の推進を図るとともに、地域の安全意識の高揚を図るため、地域安全マップ指導者講習会等を4回開催したほか、子ども・女性安全安心見守りモデル事業(フラワーボット事業)を実施(6地区)した。(1)
2	安全なまちづくり推進事業 (警察本部生活安全部生活安全企画課)	38,336	順調	○自主防犯ボランティアによるパトロール活動や児童生徒を対象とした情報発信活動を行った上で、県民、事業所及び自治体等が一体となって、ちゅらさん運動を継続して推進することで、「地域の安全は地域で守る」との機運が高まった。また、723団体、23,000名余りの自主防犯ボランティアに対し、更なる活動の活性化を図るため、情報発信、防犯グッズの支給等積極的な支援を行った。(2)
○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進				
3	サイバーセキュリティ対策事業 (警察本部生活安全部生活保安課/警備部警備第一課)	7,518	順調	○インターネット利用者のマナー・モラルの向上によるサイバー犯罪の未然防止を目的とした広報啓発活動を実施するとともに、サイバー犯罪対策に必要な人材の育成を行った。また、サイバー犯罪捜査のための装備資機材を整備するとともに、重要インフラ事業者(15事業者:54名)及びサイバーセキュリティセミナーを実施した。(3)
4	暴力団総合対策事業 (警察本部刑事部暴力団対策課)	20,155	順調	○徹底した暴力団犯罪や薬物事犯等の取締りを実施するとともに、暴力団追放沖縄県民会議の事業活動の充実化(不当要求責任者講習35回実施、約1,400人受講)、関係機関との連携強化(関係機関21団体との連絡協議会開催、暴排講話の実施)、大型公共工事からの暴力団排除対策の推進(那覇空港滑走路増設事業)及び青少年に対する暴排教室を開催(19校、約7,000人)した。(4)
5	国際テロ対策事業 (警察本部警備部外事課)	93	順調	○ラジオ局を活用し、警察が行う国際テロ対策への理解と協力を確保するための広報活動を実施するとともに、公共交通機関、重要施設などインフラ施設の警戒警備等のテロ対策を実施し、関係施設の管理者と連絡体制を構築した。(5)

○安全・安心を支える社会基盤の構築					
6	警察基盤整備事業 (警察本部警務部警務課)	155,038	順調	○警察施設(平良交番、金武交番)の建替整備を行ったほか、交番相談員の体制強化及び国際化、多様化する犯罪に対応するための専門的知識・技能習得を図るため、警察大学校や各管区警察学校等へ警察職員を派遣した。(6)	
7	警察相談の充実強化 (警察本部警務部広報相談課)	33,063	順調	○県警察ホームページを活用して警察安全相談業務の周知と利用促進を図るとともに、警察安全相談員に対する指導教養等を実施し、相談事案への対応能力の向上を図った。(7)	
○犯罪被害者への支援					
8	被害者支援推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	286	順調	○相談者からの問い合わせを適切な相談機関へ繋げるための情報収集及び連携強化を図った上で、犯罪被害者等支援の総合窓口(直通電話)の設置・運営を行った。また、犯罪被害者等支援事業の広報・啓発活動として、犯罪被害者等施策研修会を本島・宮古・八重山にて実施(市町村・県担当者研修会)(3回)、県警や被害者支援団体と共催で、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」を開催した(1回)。(8)	
9	被害者支援推進事業 (警察本部警務部警務課)	6,966	順調	○犯罪被害者等への支援(199件、261人)、カウンセリング(29回、39人)実施のほか、遺体検案書料の公費支出(5件)、犯罪被害給付金の支給裁定(8件)、中高校生を対象とした「命の授業」の開催(延べ30回、9,341人)、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」イベント開催等による広報啓発に取り組んだ。(9)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 刑法犯認知件数	12,403件 (23年)	9,463件 (27年)	11,000件以下	2,940件	1,098,969件 (27年)
状況説明	ちゅらさん運動や安全安心なまちづくりの推進は、犯罪を未然に防ぐ様々な活動につながっている。刑法犯認知件数は平成14年の25,641件をピークに13年連続で減少しており、H28目標値は既に達成している。引き続き犯罪の未然防止に取り組み、安全・安心なまちづくりの実現を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
サイバーテロ発生件数	0件 (25年)	0件 (26年)	0件 (27年)	—	0件 (27年)
暴力団検挙人員	159人 (25年)	124人 (26年)	164人 (27年)	→	約21,600人 (27年)
警察安全相談受理件数	16,714件 (25年)	14,730件 (26年)	15,495件 (27年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業においては、ちゅらさん運動をより地域に根ざした県民運動としていくために、事業の改善に迅速かつ柔軟に対応可能な執行体制の構築が必要である。また、子ども・女性安全安心見守りモデル事業については、各地区で継続実施するための課題の把握と対応方法について、各地区協議会や県警との連携が重要であるため、過去に実施した団体に対してヒアリング等を行うとともに、各地区推進協議会や県警と意見交換を実施し、地域で継続するための仕組みづくりについて検討が必要である。

○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・サイバーセキュリティ対策業務に従事する人材は不足しており、スマートフォンの削除データ復元等の高度な解析及び海外製スマートフォンの解析には、より高価な解析用資機材が必要であるが、その整備費用も十分でない。
・暴力団排除活動は、公共事業を含めた各業種で暴排条項の導入を進めるなど、官民一体となった活動が重要であり、それと比例して暴力団排除活動を推進する市民等の保護対策が非常に重要である。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・交番機能の向上を図り、地域の安全確保に資すべく、交番相談員のスキルアップや意識改革、警察署や交番勤務員等との連携強化、犯罪情勢や体制に応じた配置運用が必要である。

○犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業においては、犯罪被害者等がどの機関・団体等に相談しても、必要な情報・支援等が受けられるよう、相談員のノウハウの蓄積等、研修の充実を図るとともに、市町村の支援体制の強化が重要である。そのためには、犯罪被害者等が必要とする支援は精神的なサポートから経済的な支援など多様な分野にまたがるとともに、相談窓口での不適切な対応による二次被害を未然に防ぐなど、相談員の資質を向上させることが求められており、相談員の研修機会の充実が必要である。
・被害者の精神的負担の早期軽減・回復のため、被害後、なるべく早い時期に適切な支援を受けることが効果的であることから、関係機関、団体との連携により、犯罪被害者等がどの機関、団体等に相談しても必要な情報支援を受けられるようにすることが重要である。
・犯罪被害者は、犯罪行為により身体的・精神的被害を受けるだけでなく、被害による治療・入院費用や精神的ショックから仕事に行けなくなり収入を失うなど、経済的な負担を受けることが多いため、被害者のニーズに沿った支援体制を確立することが必要である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○安全なまちづくりの推進

・刑法犯認知件数は順調に減少しているものの、子ども・女性に対する「声かけ」、「つきまとい」事案は増加傾向にある。
・刑法犯認知件数が順調に減少する中、「オートバイ盗」、「自転車盗」、「万引き」については横ばい状態で推移している。
・防犯ボランティアの構成員が高齢である理由などから活動を辞めるなど、構成員数が減少に転じている。

○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・情報通信技術の発展により新たなサービスを悪用したサイバー犯罪が増えている。
・県外において、分裂抗争が勃発しており、一般市民が抗争の巻き添えに遭うおそれが高まっている中、県内においても、関係情報の収集等を強化し、その対策に努める。
・各国のテロ情勢等を踏まえると、公共交通機関や飲食店等を標的としたテロが発生しており、平素から「テロの標的となりうる施設」や「テロに利用されるおそれのある施設」への管理者等と連携し、前兆事案等を早期に把握できる関係構築が必要である。また、爆発物原料取扱事業者やホテル・旅館業者等、「テロに利用(爆発物の製造、潜伏先としての利用)されるおそれのある施設」の管理者との連携も重要である。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・老朽化施設の早期建替の実現に向けて、適切な支援が求められる。
・来沖外国人の増加に伴う犯罪のグローバル化やサイバー犯罪等、犯罪の多様化が顕著である。
・警察安全相談の周知徹底が図られたことなどから、警察安全相談は増加傾向にあるり、また、社会構造等の変化により、相談内容が複雑化・多様化・広域化しているため、警察安全相談に対する受理体制の充実強化が求められる。

○犯罪被害者への支援

・刑法犯認知件数は順調に減少しているものの、犯罪被害者等が抱える困難の状況は様々であり、各相談機関の連携が重要である。
・第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)に基づく支援を実施する必要がある。
・被害者支援の基本原則に基づき、被害者の心の痛み、命の大切さ、被害者支援の必要性などについて、地域社会の更なる理解と協力を得なければならない。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業については、引き続き、ちゅらさん運動を推進していく県警、教育庁、知事部局との連携を一層強化し、各事業を推進する。また、子ども・女性安全安心見守りモデル事業を全14地区推進協議会において実施するため、市町村や各地区安全なまちづくり推進協議会、実施団体等との連携を図り、地域で継続していけるような実施方法等について協議していく。

・安全なまちづくり推進事業では、業界団体、県、県教育庁と連携し、店舗対策、駐輪場の整備、児童生徒をはじめとした県民の「規範意識の向上」を図ることで「オートバイ盗」、「自転車盗」、「万引き」の抑止に努めるとともに、地域に密着した自治会や青年会に対し、ちゅらさん運動に基づいた「できるときにできる活動」について提案し、自主防犯ボランティア活動への参画を推進する。

○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進

・サイバー犯罪を担当する捜査員の理解度に応じた教養体系や制度の確立に向けた取組を実施するほか、引き続き各部門捜査員に対するサイバー犯罪捜査対処能力について教養を推進する。また、民間知見を活用した捜査能力の向上(琉球大学との協定締結、高度な知識を有するテクニカルアドバイザー・国立沖縄高専教授の委嘱)に向けた取組を実施する。

・社会から暴力団排除に向けた働きかけを推進するため、行政及び各事業との暴力団排除協議会の設置などを行うとともに、青少年を暴力団・薬物被害から守るため中学、高校における暴力団及び薬物排除教育のを実施する。

・国際テロ対策事業では、重要施設や一般事業者に対する協力依頼や教養等の機会を設けるとともに、継続的な対応訓練を実施するとともに、警察各部門が連携し、幅広い警察活動を通じた国際テロ対策を推進し、各種イベントやラジオ等を活用した積極的な広報活動を展開する。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・警察基盤整備事業では、老朽化した警察署の建替工事に向けて、早めの調整を行う。また交番相談員に対する指導教養を実施するとともに、定期的な交番相談員の配置運用の見直しを図る。さらに、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発達による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材が求められているため、職員に対する専門的な教養等を実施する。

・警察安全相談員のスキルアップのための業務指導を行なうとともに、警察安全相談システムを効果的に運用して情報の共有化を図り組織的に対処する。

○犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業については、引き続き、犯罪被害者支援の総合窓口を消費・暮らし安全課に設置し、連携する各相談機関に関する最新の情報収集に努め、相談者からの問い合わせを適切な相談機関へ確実に繋げるようにするとともに、犯罪被害者支援に携わる関係機関、団体の相談員の専門性を高めるための研修会等を引き続き実施していく。

・被害者支援推進事業では、内容の拡充を図った上で、「命の授業」を継続して開催するとともに、犯罪被害者支援の総合窓口を消費・暮らし安全課に設置し、連携する各相談機関に関する最新の情報収集に努め、相談者からの問合せを適切な相談機関へ確実に繋げるようにし、犯罪被害者支援に携わる関係機関、団体の相談員の専門性を高めるための研修会等を引き続き実施していく。

・犯罪被害者等早期援助団体、関係機関との連携による広報啓発活動を推進するとともに、犯罪被害者の経済的負担軽減を図るため、ハウスクリーニング等、公費負担制度の拡充を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	②DV防止対策等の充実	実施計画掲載頁	132頁
対応する主な課題	○沖縄県においてはDVIに関する相談件数は年々増加傾向にあり、また、裁判所が発令する保護命令件数は、10万人当たりで換算すると沖縄県は全国1位であり、本県のDV被害の状況は深刻化していることから、相談体制の拡充と強化を図る必要がある。		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○相談体制の強化				
1	DV被害者等支援事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	5,923	順調	○夜間電話相談(533件)、男性相談窓口(251件)を運営するとともに、「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」をホームページに掲載し、DV被害者等の支援の充実を図った。(1)
2	DV加害者対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	8,634	順調	○関係機関(県相談窓口、各市町村)及びコンビニ等へ広報用カードの配布等により、DV加害者更生相談窓口の周知を図った上で、DV加害者更生相談を実施(675件)した。また、DV防止のためのワークショップを行った。(2)
○未然防止対策等の充実				
3	DV被害者対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	8,634	順調	○DV未然防止対策等の充実のため、県内の中学校及び高等学校へ個別に案内文書を送付し、周知を図った上で、中学生・高校生を対象としたDV予防啓発講座を計14回開催した。また、一般県民を対象としたフォーラムを1回開催した。(3)
4	DV対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	3,011	順調	○DV被害者への支援を充実させるため、DV防止広報啓発研修会(4回)及び講演会(1回)を実施するとともに、関係機関とのDV連絡会議を1回実施した。(4)
5	性犯罪被害者支援事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	28,886	順調	○沖縄県性暴力ワンストップ支援センターは、平成27年10月から平日の運営に加えて土曜日も電話相談を開設した。また、中学生・高校生を対象としたDV予防啓発講座(14回)や、性暴力・性犯罪防止広報啓発を目的とした一般県民(特に未成年者)向けテレビCMを放送した。(5)
○DV被害者への支援				
6	女性相談所運営費 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	67,214	順調	○女性相談所運営費については、増加傾向にあるDV相談に対し、女性相談員を増員しDV被害者からの相談に対応したほか、必要に応じて一時保護を行い、個別ケースごとに適切な支援を実施した。(6)
7	DV対策総合支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	15,051	やや遅れ	○DV対策総合支援事業については、参加40市町村に対して配偶者暴力相談支援センター設置について説明を行った。また、参加市に対して設置検討を依頼したが、DV防止法上、市町村のセンター設置は努力義務であるため、配偶者暴力相談支援センターを設置する市はなかったことから、やや遅れとなった。(7)

様式2(施策)

8	うるま婦人寮環境整備事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	447,762	順調	<p>○うるま婦人寮(単身寮)の改築工事を実施し、27年度内に改築工事を完了した。(8)</p> <p>○DV被害者等の自立に向け、保護命令を申請する際の費用支援や一時保護所を退所後に民間アパート等へ入所する際の初期経費を支援した(119件)。(9)</p> <p>○ケースワークや同行支援等を行えるよう委託先を婦人保護の関係機関に変更し、対象者要件を拡げるなど実施要綱の運用面における見直しを図った上で、住宅確保や就労支援等の自立に向け5世帯への支援を行った。なお、本事業は、一時保護所退所後のいくつかある支援策の一つとして行っており、対象者の希望により、実家や親類宅、婦人保護施設への入所を選択する人もいるため、計画値を下回っている。(10)</p>
9	DV被害者自立支援対策 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	3,215	順調	
10	ステップハウス運営事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	7,475	大幅遅れ	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	配偶者暴力相談支援センター設置数	6か所 (23年)	6か所 (27年)	10か所	—	257か所 (27年)
	状況説明	<p>本県においては、DV相談件数が増加傾向にあるため、市に対しては配偶者暴力相談支援センターの設置を促し相談体制の強化を図る必要があるが、DV防止法上、市町村のセンター設置は努力義務であるため、現在のところ進んでいない。引き続き県内の市に対して配偶者暴力相談支援センターの設置を促していくことで、相談体制の強化を図る。</p>				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
DV加害者からの相談件数	507件 (25年)	527件 (26年)	675件 (27年)	↗	—
高校生対象デートDV講座実施校	10校 (25年)	8校 (26年)	9校 (27年)	→	—
性犯罪未然防止講座実施校	2校 (25年)	8校 (26年)	9校 (27年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○未然防止対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生対象デートDV講座については、年間10校程度の開催を最大限に活用するため、学校には継続した取組を促すとともに、学校の要望にあわせて内容を改善しつつ、幅広く周知を図る必要がある。 ・沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターが目指している24時間365日運営できる病院拠点型センターを実現するためには、施設整備、人材確保等の課題がある。 <p>○DV被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策総合支援事業では、配偶者暴力相談支援センター設置に向けて市に対しては、配偶者等からの暴力対策連絡会議の場などを通じて、検討状況等を確認しているが、法律上、設置は努力義務であることもあり、進んでいない状況がある。 ・本県のDV相談件数は増加傾向であることから、DV相談件数に応じた適正な人員確保や専門的な人員配置、婦人保護施設の機能充実に留意する必要がある。 ・DV被害者自立支援対策については、住宅支援の件数が増加しており、1件あたりの支援額も大きいため、希望する被害者全てに支援が行えるよう努める必要がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○相談体制の強化

- ・DV問題については、ここ数年でDV防止等に対する意識啓発が進んできている。しかし、保護命令件数が未だ多く(平成27年人口10万人当たりの件数4.6件。全国4位)、また、被害が潜在化している場合もある。
- ・DV加害者対策については、一定期間の保護命令だけでは、解決に至らないことが多い。DV問題解決のためには、加害者の意識更正が必要であり、引き続き相談窓口を通じた対応が必要である。また、本事業による対応のみではなく、DV被害者支援、性暴力被害者支援等の事業を複合的に実行し各事業間の連携に留意する必要がある。

○DV被害者への支援

- ・本県におけるDV相談件数は増加傾向にあるため、女性相談所においては、適正な人員確保等によりDV相談体制の拡充強化を図る必要がある。
- ・DV被害者自立支援対策については、DV被害者に対してどのような支援が必要かニーズを把握し、ステップハウス運営事業など他の支援制度との併用等を図っていく。
- ・本県におけるDV相談件数は増加傾向にあるため、ステップハウス運営事業では、DV被害者の一時保護所退所後の自立支援策のひとつとして充実を図っていく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○相談体制の強化

- ・DV被害者等支援事業においては、市町村や関係相談機関、男女共同参画センター等と連携を図るとともに、ホームページの活用等を行い、広報の充実を図る。
- ・DV加害者対策事業では、DV加害者更生相談を実施し、DV加害者更生相談窓口について、広報用のカードを県内のコンビニエンスストアへ設置すること等により、広報活動を継続するとともに、平成28年度も引き続き一括交付金を活用し、DV防止対策のほか、ワンストップ支援センター実証事業を総合的に実施することで、女性のための社会リスクセーフティネット体制(性暴力被害者に対する支援の充実を図るとともに、DVや性暴力を防止する施策を実施し、女性への暴力を生みださない、安心・安全な社会環境の整備)の確立を推進する。

○未然防止対策等の充実

- ・中高校生対象デートDV講座について、未実施の学校に対しても広く周知するため、教育庁と連携し周知を図る。
- ・24時間365日運営できる病院拠点型ワンストップ支援センターを実現するため、平成28年度は施設整備に係る基本構想と設計業務をし、併せて関係者育成のための研修を実施する。

○DV被害者への支援

- ・女性相談所においては、DV相談件数の増加に対応するための人員確保を適宜検討し、DV相談体制の拡充強化を図るため、適切な人員配置に努め、担当者研修会等の実施により職員の資質向上を図れるよう検討する。
- ・DV対策総合支援事業では、県全体で効果的なDV被害者支援が行えるよう、会議や説明会等の機会を捉えて、市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進や市町村担当との相互の情報交換など、県と市町村で連携を進めていく。
- ・完成したうるま婦人寮において、入所者の生活の安全を確保し、心の安定を促しながら早期自立に繋げていく。
- ・DV被害者自立支援対策については、適切な支援が実施できるよう、支援対象者に対し相談等の中で聞き取り等を行い、効果的な制度の周知、ニーズ把握や支援内容の見直し等を行っていく。
- ・ステップハウス運営事業については、引き続き必要な実施要綱等の改正や運用方法の見直し、対象者への事業周知の徹底等に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	③交通安全対策の推進	実施計画掲載頁	133頁
対応する主な課題	○交通死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の割合が全国ワースト2位(23年)、人身事故に占める飲酒絡みの事故の割合が全国ワースト1位(23年現在、22年連続)であるなど極めて深刻な状況にある。 ○交通安全対策として、信号機の増設をはじめ、交通安全施設の整備が求められており、さらに、老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の更新についても充実強化する必要がある。		
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部、警察本部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○交通安全環境の整備				
1	交通安全施設の整備 (土木建築部道路管理課)	433,156	順調	○県道130号線(交差点改良1箇所)の実施設計、防護柵や滑り止め舗装等を実施し交通事故対策が順調に図られた。平成24年度に指定された事故危険箇所(1箇所)においては整備を進めることができ、交通安全の確保・向上を図られた。(1)
2	交通安全事業 (子ども生活福祉部消費・暮らし安全課)	1,891	順調	○各季の交通安全運動、功労者表彰、広報啓発を継続して実施した。また、各市町村及び交通安全推進協議会各会員等、関係機関との連携により、下半期交通事故抑止運動を実施し、高齢者などの交通意識を高めるため、高齢者向けチラシなどの配布、うちなーぐちによる広報用テープを作成し、街頭宣伝活動に活用した。さらに、飲酒運転根絶のぼり旗りレー等への活用に向けて、各市町村へのぼり旗等啓発グッズを配布し、常時啓発活動に活用できるよう連携を図った。(2)
3	交通安全施設等整備事業 (警察本部交通部交通規制課)	1,573,947	順調	○交通信号機の整備(新設・改良・更新)、交通管制システムの充実・高度化、管制エリアの拡大や信号機の集中制御化、高度道路交通システム(ITS)の整備を推進するとともに、道路標識・表示の整備(新設・更新)を行った。(3)
○飲酒運転根絶に向けた社会づくり				
4	飲酒運転根絶推進事業 (子ども生活福祉部消費・暮らし安全課)	6,939	順調	○(公財)沖縄県交通安全協会連合会などの関係機関、団体と連携して、交通安全運動における広報啓発(各季)、飲酒運転根絶県民大会(10月)、下半期交通事故抑止運動(9月から12月)、高校生による飲酒運転根絶ラジオCMの制作、放送(12月・3月)、飲酒運転根絶検討委員会の開催(12月から3月)等を実施した。(4)
5	交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業 (警察本部交通部交通企画課、交通指導課)	1,437	順調	○飲酒運転根絶県民大会の開催や飲酒運転根絶活動マニュアル、広報啓発チラシ・ステッカーの作成、簡単ジェルパッチや飲酒疑似体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、事業所等において飲酒運転アドバイザー講話を行った。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
交通事故死者数		45人 (23年)	41人 (27年)	39人以下	4人	4,117人 (27年)
1	状況説明	平成26年は、過去最少の交通人身事故死者数となったが、平成27年については、41人となった。前年よりは増加したものの、上半期の状況を受けて下半期交通事故抑止運動等に取り組んだことから、ある程度抑制できたと考える。そのことは、交通人身事故件数の減少(△621件)と、これまで6,000件台で高止まり傾向から減少させることができたことから確認できる。今後も、発生件数を抑制するためにも高齢者や二輪車等に対する重点的な取組を行う必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
事故危険箇所の事故発生件数	22件/年 (24年)	8件/年 (25年)	—	↗	—
交通人身事故発生件数	6,664件 (25年)	6,242件 (26年)	5,621件 (27年)	↗	536,899件 (27年)
高齢者の交通事故による死傷者数	840人 (25年)	813人 (26年)	779人 (27年)	→	103,762人 (27年)
交通人身事故に占める飲酒絡み事故比率	2.01% (25年)	1.87% (26年)	2.08% (27年)	→	0.76% (27年)
飲酒絡みの人身事故発生件数	134件 (25年)	117件 (26年)	117件 (27年)	→	3,864件 (27年)

III 内部要因の分析 (Check)

○交通安全環境の整備

・交通安全事業では、県警、各市町村及び交通安全推進協議会等関係機関との連携を図っているが、より効果的な広報啓発の方法等について、検討しお互いに取り組む必要がある。

○飲酒運転根絶に向けた社会づくり

・飲酒運転根絶検討委員会において、議論された点等を施策に反映させるための計画の策定等が求められる。
 ・飲酒運転については、飲酒の翌朝の通勤時間帯に検挙されることも多いことから、二日酔い運転に対する注意喚起、アルコールの体への影響等についての意識啓発が重要である。
 ・本県においては二日酔い運転が多いことから、アルコールが体に与える影響や適度な飲酒量などについて、広報啓発することが重要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

○交通安全環境の整備

・国土交通省が指定・登録する交通事故危険箇所(県内4箇所)以外にも、狭い道路などにおいて交通安全施設が必要な箇所が未だ多く存在する。
 ・本県は全国と比べ、死者に占める二輪車乗車中死者の構成率が高い状況にある。原因として、頻繁な車線変更等、交通法規違反が挙げられることから、若年層等に対する交通マナー向上について取組を行う必要がある。
 ・本県においても、高齢者が関連する事故件数は増加していることから、高齢者の交通事故防止に向けた、広報・啓発活動の取組強化を行う必要がある。
 ・新設道路の供給により新たに必要となる交通安全施設を迅速かつ適切に設置するとともに、老朽化した既設の交通安全施設の更新対策を図る必要がある。

○飲酒運転根絶に向けた社会づくり

・道路交通法、刑法の罰則強化等により本県も交通人身事故に占める飲酒運転がらみ事故件数は減少傾向にあるものの、構成率として他県と比較した場合、26年連続ワーストワンとなっている。
 ・本県においては飲酒運転は減少傾向にあるものの、依然として規範意識の低い悪質運転者による飲酒絡みの事故が発生している。
 ・自治体、事業所、飲食店等各層において、飲酒運転根絶に向けた自主的な取組が行われ、意識の高揚が図られているものの、依然として飲酒絡みの人身事故の割合は全国ワースト1の状況が続いている。車社会の本県の交通事情の中において、今後も、県民総ぐるみで飲酒運転根絶に向けた取組を推進する必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○交通安全環境の整備

- ・交通安全対策として、老朽化した施設の整備や更新のため、関係市町村や地域と連携して現場の状況に応じた最適な安全確保の方策を検討し、引続き交通事故危険箇所以外についても優先順位を付け交通安全施設の整備を推進する。
- ・交通安全事業においては、道路管理者や市町村との連携を強化し、安全な運転への意識啓発に向けて取り組むとともに、二輪車の事故防止のための、若年層への交通マナー向上に向けた啓発活動を強化する。また、加齢により体力、判断力等が低下する高齢者については、啓発用チラシや反射材など安全グッズの利用など、効果的な啓発活動を行う。
- ・交通安全施設等整備事業では、業務の外部委託等を検討するなど事務の合理化を図り、交通安全施設の新設、改良、更新を効率的に行うとともに、交通事故発生箇所の分析等を参考にした交通信号機設置、交通安全施設種別の見直しや改善を図る。

○飲酒運転根絶に向けた社会づくり

- ・飲酒運転根絶のため、飲酒運転根絶検討委員会の検討内容を踏まえて、施策に反映させるための計画等の策定に取り組む。また、飲酒運転の根絶については、若い世代(高校生等)を対象とした取組が、親世代への波及効果も期待できるため、飲酒運転根絶メッセージ募集とラジオCM放送を引き続き実施するとともに、各高校などに働きかけ、県民大会への高校生を中心とした若い世代の積極的な参加を呼びかける。
- ・二日酔い運転防止の注意喚起としては、飲食店等に対しては飲酒運転防止ステッカー配布を継続し、飲酒した運転手にタクシーや運転代行の利用を促すよう協力を依頼するとともに、運輸関連業界に対しては車両運行前の飲酒検知の実施などの協力を依頼する。
- ・交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業では、事業所や関係機関と連携を密にし、県民に対して、飲酒運転の悲惨さや代償等、自らのこととして考えることができる飲酒運転根絶教育の推進を図る。また、高校生など若い世代に対する規範意識向上の取組が、次世代に対する啓発につながることから、飲酒運転根絶アドバイザー等を積極的に活用し、将来的なビジョンを持って飲酒運転根絶に向けた社会づくりを推進する。さらに、県民の飲酒運転根絶気運の高揚を図るため、飲酒運転根絶ロゴマークの設定及び普及啓発活動に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり		
施策	④水難事故対策の推進	実施計画掲載頁	133頁	
対応する主な課題	○河川環境の改善に伴い、河川利用者の増加や利用形態の多様化が進んでいることから、河川管理者には水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が求められている。			
関係部等	土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	河川利用者の安全対策 (土木建築部河川課)	478,281	順調
		<p>○河川環境の改善に伴い河川利用者が増加しているが、転落防止柵の未設置箇所があるため、転落防止柵等の整備を行うとともに、水難事故防止等の広報を行うなど河川の安全・安心の確保を図った。</p> <p>また、沖縄県水難事故防止協議会における取り組みとして、河川利用の安全意識向上を目的として、市町村教育委員会及び県教育庁等に対し、夏休み期間の河川における水難事故防止啓発文書を発出した。(1)</p>	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	水難事故発生件数	77件 (22年)	57件 (27年)	減少	20件	1,305件 (26年)
1	状況説明	<p>沖縄県水難事故防止推進協議会の各会員による広報啓蒙活動の推進、危険箇所の把握及びパトロール等の対策により、平成27年度の水難事故発生件数は57件と基準値の平成22年度の77件から20件減少となった。</p> <p>引き続き目標値の達成に向け、安全対策施設の整備や安全教育等の実施を行う。</p>				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>・河川での水難事故を防止するためには、転落防止柵の設置等の安全対策が必要であるが、本県における整備はまだ十分とは言えないため、転落防止柵の設置等の安全対策に取り組むとともに、水難事故に対する県民の意識を高め、地域住民や教育機関等と連携した取組を実施する必要がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>・近年、身近で自然豊かな河川を利用してレジャーを楽しむ人々が全国的に増加しており、これに伴い河川における水難事故も多発していることから、河川利用者に対し安全意識の向上を促すことが重要である。</p>
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>・河川管理者には水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が求められており、河川での水難事故を防止するため、転落防止柵の設置等の安全対策に取り組む。また、これまで以上に関係者が緊密に連携し、地域ごとにきめ細やかな対応を行っていくため、沖縄県、他各種団体で構成する沖縄県水難事故防止協議会等を通じ、県警等と連携して県民の水難事故に対する意識を啓蒙していく。</p>

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり		
施策	⑤消費生活安全対策の推進	実施計画掲載頁	134頁	
対応する主な課題	○消費生活相談件数は、減少傾向だが悪質商法等の手口は多様化、複雑化しており、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発・消費者教育を強化する必要がある。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1 消費者啓発事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	31,484	順調	○総合教育センターに対する学校向け講座や社会福祉協議会等に対する高齢者向け講座の周知など、よりのを絞った呼びかけを行った上で、一般消費者等を対象に、消費者学習教室やくらしのサポート講座等の各種消費者啓発講座を開催(127回)したほか、金融広報委員会を活用した金銭知識の普及を図った。(セミナー等98回)。(1)
2 消費者行政活性化事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	61,662	順調	○6月の年度早期に市町村消費者行政連絡会議を開催するとともに、県が実施する消費者被害防止のための啓発活動や、不当行為に対する是正活動を行うNPO法人に対して助成を行うとともに、市町村支援を目的とした相談員養成事業、相談員レベルアップ事業等を行う消費者行政活性化補助金を9市2町へ交付した。(2)
3 消費者行政推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	4,015	順調	○啓発のため、パネル展示や啓発用冊子(3,000部作成)の配布を実施するとともに、食肉公正取引協議会や飲食業衛生同業生活同業組合と連携して実施した商品・役務の表示講習会に加え、事業所等からの商品・役務に関する商品パッケージ等の事前相談、確認(120件)や消費生活協同組合法に基づく立入検査(2件)等を行った。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	消費者啓発講座受講者数	8,890人 (23年)	8,689人 (27年)	9,500人	△201人	—
1	状況説明	受講者数は、平成23年度の基準値より201人減少しているものの、平成27年度は、消費者教育の推進を踏まえた重点的な取組により、対前年度比1,590人の受講者数増となっている。 教育委員会(学校)や福祉関係機関等の多様な主体に呼びかけ、金融広報委員会の活動と連携し、消費者啓発講座のニーズの掘り起こしを図ることで、出前講座等の開催が増加し、自立する消費者の育成に寄与するとともに、消費者トラブルの未然防止につながるものと考えられる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
相談窓口設置市町村数	36市町村 (25年)	41市町村 (26年)	41市町村 (27年)	→	—
景品表示法相談・苦情処理件数	149件 (25年)	87件 (26年)	120件 (27年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・消費者啓発事業に関して、これまで消費者教育等の企画立案や景品表示法等の法執行を担う消費・くらし安全課、県民啓発や消費者苦情等を担う沖縄県消費生活センターに役割を分けて実施していたが、平成28年度からは、これら組織を統合し消費者教育の効果的推進、消費者苦情等と連動した法執行・指導監督権限の機能発揮など、総合的一体的に事業を推進する新たな体制を構築することとなっている。
- ・消費者行政活性化事業に関して、全市町村への相談窓口設置を達成した一方で、専門相談員が配置されていないなど、質の高い相談・救済が受けられる窓口の体制整備が十分ではない。
- ・消費者行政推進事業に関して、商品・役務に関する違反行為の把握は、一般消費者からの苦情や申し出、職権による探知となるが、人的資源に限られていることから、関係団体と連携が求められる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・消費者啓発事業に関して、規制緩和、高齢化、IT化の進展に伴い、悪質商法の手口が複雑化・巧妙化していることから、増加傾向にある高齢者等の被害に対し、より効果的な消費者教育講座の実施や情報提供を行い、被害の未然防止、拡大防止を図る必要がある。
- ・消費者行政活性化事業に関して、国は「地方消費者行政強化作戦」を定め、市町村の消費生活センター機能への拡充や専門相談員の配置といった相談体制の質の向上や消費者全体の利益を守るため、取引の差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた適格消費者団体の設立促進を掲げている。
- ・消費者行政推進事業に関して、平成26年度に景品表示法の一部が改正され、都道府県による事業者への措置命令等の権限強化に加え、事業者による表示の管理上の措置や課徴金制度の導入など、商品・役務等の不当表示等に対する監視指導体制が強化された。これにより、消費者にとって、より良い商品・役務等を安心して選べる環境づくりの更なる向上が図られるものと期待される。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・消費者啓発事業については、引き続き各地域に出向き地域のニーズに応じた講座を実施するとともに、県が作成した啓発教材等を活用し、民生委員等の福祉関係者や自治会など、地域において密接に活動している組織との連携を図りながら、あらゆる機会を通して講座開催を積極的に呼びかけていく。
- ・消費者行政活性化事業については、市町村消費相談窓口の更なる機能強化を図る必要があることから、消費者行政推進交付金の活用を市町村に求めていくとともに、消費者問題に取り組むNPO法人に対し、適格消費者団体の早期設立に向けた取組を推進していく。
- ・消費者行政推進事業については、商品や役務など各分野ごとで構成する事業者団体、公正取引協議会等と一体となって、これまで実施してきた研修会を開催するとともに、店舗巡回による表示監視や指導、啓発のためのパネル展示や冊子配布を幅広く実施することにより事業者による不当表示等の未然防止、拡大防止を図っていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	⑥健康危機管理体制の強化	実施計画掲載頁	134頁
対応する主な課題	○健康危機管理については、新型インフルエンザなど県域を越えた健康被害の発生や、初期発生時に原因が不明な健康被害の発生が想定されることへの対応策を検討し、あらゆる事態に備える必要がある。		
関係部等	保健医療部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	健康危機管理対策事業 (保健医療部保健医療政策課)	728	順調
2	九州・山口9県との健康危機に対する広域連携体制の構築 (保健医療部保健医療政策課)	—	順調
3	健康危機管理情報センター設置 (保健医療部保健医療政策課)	6,912	やや遅れ

○健康危機管理対策委員会(13回)、保健所管内連絡会議の開催(9回)及び関係機関等との共同訓練(10回)を実施した。各保健所管内の関係機関等との協働訓練の検証結果を踏まえ、必要な改善を加えた訓練を実施することで連絡体制を整備する等危機管理体制の強化を図った。(1)

○九州・山口9県で原因不明健康被害発生時に備えた電話とメールを活用した情報伝達訓練(12月)を、沖縄県での発生を想定して実施するなど、健康危機管理体制の強化を図った。(2)

○沖縄県衛生環境研究所建て替え(平成28年度供用開始予定)及び健康危機管理情報センターの整備について、造成工事の際に計画を上回る磁気探査が必要となり、建築工事の完了が平成28年度に繰り越されたことから、進捗はやや遅れとなった。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
1	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる事態に備え、平常時から健康危機管理にかかる情報収集・分析や医療機関など関係機関との連絡調整を行い、患者移送の方法や感染防止対策等について、健康危機管理体制の強化を図る必要がある。 ・九州・山口9県との健康危機に対する広域連携体制を維持するため、健康危機管理連携会議や情報伝達訓練を実施していく必要がある。 ・健康危機管理情報センターの整備については、運営方法及び拠点となる健康危機管理情報室の備品整備等について検討する必要がある。 ・衛生環境研究所は旧園芸支場跡地を利用して建て替えることになったが、当該敷地に新たに家畜衛生試験場の建設が決定したことから、排水路工事等について調整が必要となっている。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

・各保健所管内の関係機関等との共同訓練の検証結果から、患者移送の方法や感染防止対策等について、さらなる検討の必要性が示されている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・健康危機管理委員会や保健所管内連絡会議などを開催することで、引き続き関係機関等と連携体制の構築・強化を図るとともに、各保健所管内の関係機関等との共同訓練の内容を検証し、更なる危機管理体制の強化を図る。
・九州・山口9県との健康危機に対する広域連携体制の構築については、引き続き健康危機管理会議や情報伝達訓練等に参加し、広域連携体制の強化を図る。
・衛生環境研究所の建て替えに伴う健康危機管理情報センターの整備については、排水路工事等の調整を引き続き行い、平成28年度に施設の供用開始を目指していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化	
施策	①消防防災体制及び危機管理体制の強化	実施計画掲載頁	137頁
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤の整備が必要である。</p> <p>○消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、県内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>○沖縄県は、地域防災の中核となる自主防災組織や消防団の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。</p> <p>○大災害の発生時には、県民への迅速な情報提供が重要であることから、総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)の整備や各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p> <p>○避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p>		
関係部等	知事公室、企画部、環境部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要	
○大規模災害対応力の強化				
1	大規模災害対応力強化 (知事公室防災危機管理課)	56,422	順調	○沖縄での大規模災害(地震・津波・風水害等)発生に備え、他県等から物資、人員、車両、資機材等を受け入れる仕組み等を検討する調査を実施した。また、県下全域を対象とする避難訓練、地震情報提供システムの高度化、災害時要援護者避難支援計画の策定促進を行った。(1)
2	防災危機資機材整備事業 (知事公室防災危機管理課)	5,378	順調	○災害対策本部の機器整備の検討にあたって、本県の災害業務の分析を行う必要があるため、平成27年度に『災害対策本部運用支援事業』において、ハードとソフトの両面から検討を行った。(2)
3	災害廃棄物処理計画策定事業 (環境部環境整備課)	9,590	順調	○沖縄県地域防災計画で予測されている地震から発生する災害廃棄物の量を推計し、県内の一般廃棄物処理施設での処理可能量を推計した。また、有識者、市町村、関係団体等で構成される作業部会を立ち上げ、沖縄県災害廃棄物処理計画骨子案について検討を行った。(3)
○地域防災組織の拡充				
4	地域防災リーダー育成・普及啓発事業 (知事公室防災危機管理課)	市町村	やや遅れ	○地域防災リーダー育成のための研修会を11月に開催し、大規模災害での体験を踏まえた講演や避難所の運営を体験するゲーム、図上訓練等を実施した。計画値50名に対し、実績値24名と計画値を下回った。(4)
5	災害時における事業者等との連携強化 (知事公室防災危機管理課)	—	順調	○民間事業者と関係課との災害時応援協定の締結が円滑に推進されるよう資料提供や助言を実施し、協定項目数は、計画値20項目に対し、実績値20項目となった。(5)

○消防力の強化					
6	消防体制の整備 (知事公室防災危機管理課)	—	順調	○離島非常備町村を含めた消防共同指令センターの整備を促進するため、市町村に対し、助言等を行った。また、県と市町村による消防力強化に向けた意見交換会を2回実施した。(6)	
7	消防職員及び消防団員の増員・資質向上 (知事公室防災危機管理課)	11,057	順調	○県消防学校における消防職員・消防団員に対する初任研修、専科教育、水難救助課程等の教育訓練を実施した(初任研修終了者数計画値70人、実績値67人)。(7)	
○防災情報システムの拡充強化					
8	沖縄県防災情報システム機能強化事業 (知事公室防災危機管理課)	5,841	順調	○4月から運用を開始した新防災情報システムの習熟及び関係機関との情報伝達や連携体制を構築するため、操作研修や合同訓練を実施した。(8)	
9	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業 (企画部総合情報政策課)	2,463,762	順調	○関係機関との事前調整及び移行手順書により円滑に工事を進め、沖縄本島内の光ファイバー網、無線中継局5カ所(多野、本部等)、市町村端末局15カ所(那覇市、糸満市等)の整備を実施した。(9)	
10	統合型地理情報システム整備事業 (企画部総合情報政策課)	12,295	順調	○統合型地理情報システムの操作研修及び掲載情報の更新、新情報の掲載によりシステム内容の充実を図り、新たにAEDマップ等18件の情報を掲載・公開し、県民への情報提供を行った。防災関連情報の充実等により、平成25年の47,989件から平成27年度の75,373件へと閲覧数が増加している。(10)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 自主防災組織率	8.9% (23年)	23.13% (27年)	30.0%	14.23ポイント	80.0% (26年)
	状況説明 自主防災組織率について、基準値(23年)8.9%から現状値(27年)23.13%と、約14ポイント改善された。地域防災リーダー育成のための研修や、各市町村に対し自主防災組織の登録や立ち上げに協力するよう取り組んできたことがその要因として考えられる。さらなる取り組みの強化により、H28目標値は達成できる見込みである。				
2 消防職員の充足率	53.1% (21年)	61.9% (27年)	60%	8.8ポイント	77.4% (27年)
	状況説明 消防職員の充足率は、基準値(21年)の53.1%から現状値(27年)61.9%と、8.8ポイント増加し、平成28年度の目標値を上回っている。消防職員数についても、1,573人(平成27年4月1日現在)で、基準値(平成21年度1,483人)と比較し、90人増加している。今後も、消防職員増員のための取り組みが必要である。				
3 人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (22年)	12.0人 (27年)	13.0人	0.3人	67.6人 (27年)
	状況説明 人口1万人あたりの消防団員数は、基準値(22年)の11.7人から現状値(27年)12.0人と0.3人の増加となっている。県と市町村による消防団の充実強化に向けた意見交換会等の効果と考えられ、消防団員数は、1,709人(平成27年4月1日現在)で、平成22年度1,626人と比較し、83人の増となった。H28目標値の達成は難しい状況である。				

様式2(施策)

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (23年)	25市町村 (61%) (27年)	41市町村	10市町村 (24ポイント)	1,524市町村 (87.5%) (25年)
	状況説明	災害時要援護者(高齢者、障害者など)の避難対策が課題となっていることから、県、市町村、福祉関係機関が連携して災害時要援護者の避難支援計画(全体計画)の策定を進めた結果、25市町村が計画を策定した。基準値(23年)からの改善幅は10市町村(24ポイント)となっている。その他、一人ひとりの支援計画である個別計画も3市町村で作成されている。目標達成の見込みが高い状況である。引き続き子ども生活福祉部と連携して計画策定を支援していく。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
消防職員数	1,533人 (25年)	1,547人 (26年)	1,573人 (27年)	↗	162,124人 (27年)
消防団員数	1,657人 (25年)	1,674人 (26年)	1,709人 (27年)	↗	859,995人 (27年)
統合型GISの閲覧件数	47,989件 (25年度)	64,818件 (26年度)	75,373件 (27年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○大規模災害対応力の強化 ・災害廃棄物の処理は、一義的には市町村の事務であるため、市町村自身が処理主体であることを意識し、市町村災害廃棄物処理計画を策定しなければならないが、現在、策定に向けて動いている市町村は少ない。</p> <p>○地域防災組織の拡充 ・災害時における応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、他県における協定の事例を参考として、必要な分野を検討し、運送事業者などの関係者が連携して取り組めるよう検証する必要があるとともに、災害時対応訓練等を通じた応援協定を検証する必要がある。</p> <p>○消防力の強化 ・平成26年1月、全県的な消防共同指令センターについて、26団体(36市町村)が参画し整備することが合意された。これにより、119番通報の一元的な受理等を行う同センターの整備を進めており、平成27年度から一部運用を開始し、28年度から本格運用する計画である。</p> <p>○防災情報システムの拡充強化 ・これまでのシステムは入力に関する知識や慣れが必要なことから、市町村等の災害報告の際、担当者以外の者によるシステム利用が敬遠される。また、システムの運営費用は、市町村や消防本部に一部負担してもらうことを検討しており、今後、関係機関の合意形成を図る必要がある。 ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、既存ネットワークを途切れさせることなく、新ネットワークを構築する必要があるため、移行手順を明確にし、適切な進捗管理を行う必要がある。 ・統合型地理情報システム整備事業について、各部局で統合型GISを活用するためには、活用シーンの想定と、それを実行するための一定の操作スキルが必要になる。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

○大規模災害対応力の強化

- ・沖縄で大規模地震・津波が発生した際、国や他県等が応援部隊、救援物資等を輸送するには飛行機か船がなく、物資等受入の拠点となる広大な敷地・施設もないことから、被災者の救助・支援が遅れることが懸念される。
- ・平成26年3月に環境省が「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後、指針に沿った災害廃棄物処理計画を策定した都道府県は4県のみであるため、参考事例が少ない。
- ・東日本大震災以降、環境省は指針の策定、法整備等を行ってきたが、現在国においても取り組みを強化している最中であることから、地方自治体の意識・知識がまだ十分ではないと考える。

○地域防災組織の拡充

- ・東日本大震災以降も全国で多発する自然災害に対し、県民の防災意識が高まるとともに、自主防災組織の必要性も多くの人に認識されるようになった。しかし、組織の立ち上げには多くの備品をそろえる必要があり、多額の経費がかかること、また、自主防災組織の結成主体となる自治会や町内会は年々高齢化が進み、若い人材が不足しているため、自主防災組織への若い人材の参加を促進する必要がある。

○消防力の強化

- ・平成26年10月に「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」の一部が改正されたため、各市町村において同指針に基づき計画的に消防力を強化する必要がある。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団の入団促進、処遇改善、装備の充実強化等の消防団の充実強化に取り組む必要がある。
- ・平成27年4月に、消防学校の施設、人員及び運営の基準が改正され、新たに実践的訓練施設の計画的整備を推進することされた。

○防災情報システムの拡充強化

- ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、整備にあたり、通信事業者の無線中継局等他機関の施設を利用する箇所があるため、当該機関と十分な調整が必要である。
- ・統合型地理情報システムでは、既存の広報媒体だけでは困難な地理空間情報の可視化ができることとなったが、利用促進には広く県民に認知される必要がある。また、掲載する地理空間情報は、時間の経過とともに陳腐化していくため、対応が必要となる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○大規模災害対応力の強化

- ・大規模災害対応力の強化については、大規模災害における救援物資・人員等を受け入れ、迅速に被災地へ送る仕組みや、物資・人員の集積場所となる広域防災拠点を検討するための調査結果をうけ、各関係機関と活動拠点及び物流拠点、各防災関係機関をコントロールする仕組み、消防や警察、自衛隊に加え、米軍との連携方法等の詳細を協議する必要がある。
- ・災害廃棄物処理計画の策定については、災害廃棄物の処理主体である市町村を対象に研修会や訓練を実施することで、市町村の意識向上を図り、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、実行可能な処理体制の構築を目指す。

○地域防災組織の拡充

- ・地域防災の中核となる自主防災組織の充実を図るため、地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、民間保険会社等へ講師派遣を依頼し、地域防災組織の設立及び運営ノウハウに関する講座を開催することで、地域防災組織の充実・強化を図る。また、研修会終了後も県、市町村及び各自治会の連携を密にし、自主防災組織結成のための課題等の把握、支援を行う。更に、先進事例を参考に地元大学等に学生及び社会人向けの防災関係人材育成に関する講座開設を働きかけ、市町村と協力しつつ地域の自主防災組織へ若い人材を派遣する取り組みを支援する。
- ・県内における相互応援による広域的支援体制を強化するため、災害時の事業者等との連携については、沖縄県総合防災訓練などの訓練を通じた検証等により、災害時応援協定の必要な分野について関係課と共通認識を図り、民間事業者等の技術や資材を活かした活動が図られるよう連携強化に取り組む。

○消防力の強化

- ・消防体制の整備については、改正された消防力整備指針に基づく消防施設整備計画実態調査結果を踏まえ、消防力を計画的に整備するよう助言を行っていく。
- ・消防職員及び消防団員の増員・資質向上については、消防団の充実強化を図るため、消防団を中核とした地域防災力向上シンポジウムを開催し、広く一般に周知するとともに、消防団の活性化を図る。

○防災情報システムの拡充強化

- ・沖縄県防災情報システム機能強化事業については、大規模災害時の備えとして、防災関係機関が合同で実施する訓練時にシステムを積極的に活用し、操作の習熟やシステムの利用促進を図る。
- ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、通信事業者等他機関との事前調整を徹底し、円滑な整備に努める。また、既存ネットワークを途切れさせることなく、新ネットワークを構築するなど、適切な進捗管理を行い、工期内のネットワーク完成に向け、円滑に工事を実施する。
- ・統合型地理情報システム整備事業については、引き続き職員向け研修を実施し、さらなる職員のスキルアップやシステムの利用促進、情報発信の強化を図る。また、掲載済み情報の更新情報や、部局等から新たな情報を収集、掲載し、システム内容の充実と情報の陳腐化リスクを回避する。加えて、更なる利用促進を図るため、オープンデータダウンロード機能を追加し、これを契機とした啓発活動等を実施する。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化	
施策	②輸送手段及び避難地等の確保	実施計画掲載頁	138頁
対応する主な課題	○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。 ○台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。		
関係部等	企画部、農林水産部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○緊急物資輸送機能の確保			
1	災害防除(道路) (土木建築部道路管理課)	993,428	順調
2	無電柱化推進事業 (土木建築部道路管理課)	2,007,806	大幅遅れ
3	離島空港における耐震化対策等の推進 (土木建築部空港課)	0	やや遅れ
4	那覇港の整備 (土木建築部港湾課)	国直轄 122,312	順調
5	平良港の整備 (土木建築部港湾課)	国直轄	順調
6	漁港施設機能強化事業 (農林水産部漁港漁場課)	167,148	順調
○密集市街地等の整備改善と避難地の確保			
7	狭あい道路整備事業 (土木建築部建築指導課)	—	やや遅れ

○進捗状況は、計画20箇所に対し、実績32箇所を実施。事業を推進することで、緊急輸送道路等における災害を未然に防ぐとともに安全で安心な道路ネットワークの形成に資する。(1)

○新規路線において設計を行っており、事業の推進・進捗が図られているが、一部路線において埋蔵文化財の調査実施に時間を要している。計画8.0km、実測4.6km。無電柱化を推進することで、景観の向上、快適な歩行空間、台風等の災害時に電柱の倒壊による道路の寸断等を防ぐ事ができる。(2)

○平成26年度の県内における津波浸水範囲の見直しを踏まえて、県内離島空港の浸水範囲の見直し、及び空港ターミナルビルの耐震調査に取り組んだ。(3)

○国直轄において、那覇港における防波堤、臨港道路等の整備を行った。那覇港管理組合において、臨港道路2号線改良(液状化対策)、那覇港海岸(新港ふ頭)、那覇ふ頭船客待合所耐震改修工事を推進した。(4)

○国直轄において、耐震強化岸壁の一部を整備した。(5)

○耐震強化整備に係る工事施工の際には、定期船が岸壁を使用できるよう工事区分を分割して実施し、施工中も定期船が係留できるよう取り組んでおり、岸壁の耐震強化整備を1地区で実施した。また、道路や用地の液状化機能診断を1地区(沖縄Ⅱ)で実施した。(7)

○県は、市町村が策定する狭あい道路整備計画の基礎資料となる二項道路等の指定道路図を作成し、県のホームページで一部公開し、市町村に対し狭あい道路整備事業の活用を呼びかけた。糸満市では、狭あい道路の現状を把握するための調査が実施され、今後整備計画策定に向けた資料として活用される。(6)

8	避難地としての都市公園整備 (土木建築部都市計画・モノレール課)	3,681,951	大幅遅れ	<p>○県営公園及び市町村営公園において、用地取得や防災機能としての役割を担う園路広場、管理施設等の整備を行っているが、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等により一部の用地買収等が遅れたため、大幅遅れとなっている。(8)</p> <p>○那覇市では、大規模災害後の迅速な復旧、復興を図る上で地籍調査の緊急性が高い密集市街地が大部分を占める未調査地区について、平成26年度から事業に着手し、平成27年度で地籍調査の各工程が円滑に実施された。</p> <p>一方、未調査面積のうち約9割を占める那覇市以外の未完了5市町村については、訪問指導、勉強会等を実施して地籍調査の重要性、必要性は理解したものの、未調査地区の大部分が山林、原野等で人家等がほとんどない地区ということもあり、地籍整備としての緊急性が低いことなどから事業実施に至っていないため、全体として大幅遅れとなった。(9)</p>
9	地籍調査の促進 (企画部土地対策課)	5,489	大幅遅れ	<p>○沖縄市の山里第一地区では、事業計画の変更、権利変換計画の認可を行ったが、建物完成が当初平成27年度を予定していたため、やや遅れとなっている。那覇市樋川の農連市場地区では、土地交換契約を経て、権利変換計画の認可を行った。また、那覇市のモノレール旭橋駅周辺地区においては、施設建築物工事に着手するとともに、多言語観光案内版を設置し、観光客等の利便性向上を図った(10)</p>
10	市街地再開発事業等 (土木建築部都市計画・モノレール課)	662,009	やや遅れ	<p>○県公式ウェブサイトにおいて、雨水利用による経費節減効果を示した。また、10月に行った雨水・再生水利用施設実態調査を県内全市町村に対し、雨水・再生水利用施設実態調査を実施しており、同調査において、雨水を利用した災害時対策について情報提供を行った。(11)</p>
11	雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業 (企画部地域・離島課)	—	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 離島空港施設の耐震化率	8% (23年度)	8% (26年度)	42% (28年度)	増減なし	—
状況説明	平成26年度までは調査のみであったため、基準年と比較して離島空港施設の耐震化率は改善していない。今後、耐震調査、各空港の避難計画策定及び空港施設の耐震工事に着手していくが、H28目標値の達成は厳しい状況である。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 緊急物資輸送の拠点港数 (耐震岸壁設置港湾数)	4港	5港 (27年度)	11港	1港	—
状況説明	平成23年度までに4港の耐震岸壁整備を完了させ、平成28年度までに11港の耐震岸壁の整備を完了する計画である。平成25年度末には、本部港の耐震岸壁の整備が完了し、現在、平良港で耐震岸壁整備を進めている。残りの5港については今後も事業化に向け取り組んでいくこととなっており、目標値の達成は厳しい見込みである。				

3	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (23年)	35箇所 (27年)	減少	30箇所	—
	状況説明	平成27年度末の道路法面等危険箇所数は35箇所と前年度と比較して4箇所、基準値と比較して30箇所減少した。今後も、落石防止対策・法面崩壊防止対策等が必要と判断される箇所の継続的な点検、診断により、危険箇所除去による安全で安心な道路ネットワークの形成に向け事業の進捗を図る。				
4	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	災害時のライフライン確保に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	4.9km (23年)	65.5km (27年)	85km	16.5km	—
	状況説明	平成27年度は4.6kmを整備し、着実に無電柱化を進めており、災害時のライフライン確保に寄与している。H27年度末で整備延長は目標の77kmに対して、65.5kmの整備に留まっている状況であるため、H28目標値の達成は厳しい状況である。				
5	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	避難地に位置づけられている都市公園数	257箇所 (22年度)	284箇所 (26年度)	259箇所	27箇所	—
	状況説明	避難地に位置づけられている都市公園数については、基準値(22年度)257箇所から現状値(26年度)284箇所と27箇所増加している。これは市町村において地域防災計画の見直しが行われたことが原因で、すでにH28目標値を達成している。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量(整備率)	1,030m 59% (24年)	1,130m 65% (25年)	1,130m 65% (26年)	↗	20% (21年)
那覇市の地籍調査進捗率	69% (25年度)	70% (26年度)	71% (27年度)	↗	51% (27年度)

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○緊急物資輸送機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路はその多くが復帰後に建設されており、老朽化の進行により今後も要対策箇所が増えることが見込まれる。 ・県内においては、12の離島空港を抱えており、事業を推進するためには、最新情報を収集することでハード及びソフト面での知見を広げ、対策を講じる施設の優先順位を決め、効率的に事業を進め行かなければならない。 ・那覇港の整備について、国直轄で整備している臨港道路(浦添線)は平成30年度に供用開始予定である。また那覇港管理組合においては、大規模災害が発生した場合、海上からの緊急輸送物資の輸送による災害支援・救援活動に支障が生じる恐れがあることから、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組む必要がある。那覇ふ頭船客待合所耐震改修工事については、通常業務中に改修するため、入居者及び利用者等へ作業内容周知を徹底し、安全対策を重点的に取り組む。 <p>○密集市街地等の整備改善と避難地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備を行うにあたり公園予定地の用地確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等により地権者の協力が得られないため、契約に至るまでの交渉に長期間を要している。計画的な進捗に進捗地権者等の協力が得られるよう公園事業の必要性、重要性等を説明するなど、早い段階から地元自治会等の関係者との協力体制が不可欠である。 ・那覇市は、平成28年度から調査地区が新たに2箇所増えることなどから、担当職員を1名増員して実施体制を強化するとともに、地籍調査に関する研修会等へ積極的に参加して、地籍調査の技術者育成に取り組んだ。 ・那覇市以外の未完了5市町村は、未調査地区の大部分が山林、原野等で地籍調査の緊急性に乏しく、費用対効果も低いことから、事業実施に係る人材及び予算の確保が厳しく、新規に事業着手することが難しい状況にある。 ・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、市町村の避難所等における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中・長期計画として取り組む内容となることから、普及の促進が容易ではない。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○緊急物資輸送機能の確保

- ・近年の集中豪雨や大型台風等の自然災害により、予測できない箇所でも道路法面の土砂崩れや道路の冠水が発生している。
- ・合意路線の計画である無電柱化推進計画(H26～H30)(仮称)の策定が遅れており、新規の要請者負担方式の計画路線を電線管理者と協議・選定することが出来ない状況である。また、埋蔵文化財調査や再開発事業など他事業と関連する事業区間について遅れが生じている。
- ・那覇港の整備について、臨港道路港湾2号線改良は、近隣で他事業の工事も頻繁に行われているため、一般交通の確保等について他工事との調整を行う必要がある。新港ふ頭4号上屋改修工事設計については、資材の高騰、人件費の上昇により、当初計画より工事費の増額が見込まれるため、費用対効果の高い工法の選定が求められる。
- ・平良港の整備について、外国船社やその代理店から、大型クルーズ船を沖縄へ寄港させたいとの声が高まっており、大型クルーズ船に対応したバース整備が課題となっており、国直轄への事業着手済みの早期供用開始、計画予定岸壁の整備を要望していく。
- ・漁港施設機能強化事業において、波照間地区における定期船に係留する岸壁の整備については、定期船の利用状況を勘案するなど、運航に支障がないよう十分に留意する必要がある。

○密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・整備計画を策定することが挟あい道路整備事業の推進につながるが、挟あい道路の拡幅整備は市町村の負担が大きいため、整備計画の策定には至っていない。
- ・那覇市が平成28年度から事業を実施する新規2地区は、密集市街地で筆数が多く、一筆当たりの面積が小さい上に権利関係が錯綜している。また、地価が高く地権者の権利意識が強いいため、調査が難しい。
- ・那覇市以外の未完了5市町村の未調査地区は、大部分が山林、原野等で人家等がほとんどない地区ということもあり、調査が困難な上、災害対策としての緊急性が低い。
- ・モノレール旭橋駅周辺地区においては、敷地内に沖縄県営鉄道に係る遺構が発見され、その調査・保存方法等の検討が必要となり、全体工程等への影響が生じている。
- ・市街地再開発事業は、民間活力を生かした計画であるため、社会経済情勢に左右されやすい。
- ・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、平成26年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、平成27年には国において「雨水の利用の推進に関する基本方針」及び「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が定められた。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○緊急物資輸送機能の確保

- ・災害発生時には緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められるため、道路の災害防除については、道路防災カルテによる点検を毎年度実施し、危険箇所の早期発見・早期防除に努める。
- ・無電柱化の推進については、次期無電柱化推進計画(H26～H30)(仮称)の早期合意路線以外の計画路線をさらに追加策定し、他事業の進捗を見極めながら平成29年度以降の要請者負担方式の計画路線を選定、事業の進捗を図る。
- ・離島空港における耐震化対策について、人命への影響がある施設を優先的に対策を進めるため、最新情報を収集することでハード及びソフト面での知見を広げ、対策を講じる施設の優先順位を決め、効率的に事業を進めていく必要がある。
- ・那覇港の整備については、国に対し、計画どおりの事業実施を要望するとともに、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組む。那覇ふ頭旅客待合所耐震改修工事については、入居者、利用者等へのきめ細やかな作業説明を徹底する。新港ふ頭4号上屋改修工事設計業務については、費用対効果の高い工法の選定、使用者の意見反映させた満足度の高い設計図書を作成する。
- ・漁港施設機能強化事業において、定期船の運航に支障をきたさないようにするため、施工業者との工程管理を密に行い工期短縮に努めるほか、定期的に海運会社へ進捗状況を報告するなど、関係団体との連携を図る。

○密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・災害発生時の避難場所や避難経路の確保のため、狭あい道路の整備について、県は市町村に対し、引き続き他県の取組状況を含め具体的な事業効果を紹介し、狭あい道路整備事業の必要性を周知する。
- ・公園整備について、引き続き公園用地取得に向け、地権者、所有者等の協力が得られるよう粘り強く交渉を続け、事業が円滑に進められるよう市町村を通じ地元自治会や関係者等の協力を得ながら推進する。さらに、管理区分の調整等の理由により未だ一部供用開始されていない公園もあることから、事業効果が発現できるよう部分的な供用の可能性についても検証する。
- ・地積調査事業について、那覇市が平成26年度から行ってきた調査地区においては、地籍調査の全工程を完了して認証・承認手続きを行うことや、新規に事業着手する2地区については、地形や地図の状態、権利関係等の諸条件が異なることから、引き続き事業が円滑に実施されるよう指導、支援を行う。また、那覇市以外の未完了5市町村については、引き続き勉強会を実施して市町村間の連携を強化し、情報の共有化を図ることにより、那覇市をモデルとした事業の実施を促す。
- ・市街地再開発事業等について、モノレール旭橋駅周辺地区の敷地内で出土した遺構の取扱いに伴う全体工程等への影響に対応する必要がある。関係権利者、施行者、地元市と連携し、県においても適切な支援等を行う必要がある。工事費高騰の影響による事業費増分の必要予算確保に向けて、新たな補助メニュー(地域商業自立促進事業等)の活用を視野に入れながら、事業が適切な規模になるように、施行者、地元市町村への指導を強化していく必要がある。
- ・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、沖縄県の作成した雨水貯留施設のモデル仕様及び国等の先導的取組に関する市町村への情報提供を継続して実施すると共に、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づいて、今後、国から示されるガイドラインや他都道府県の動向等を踏まえ、沖縄の自然的・社会的条件に応じた「雨水の利用の推進に関する沖縄県方針」及び「沖縄県における雨水利用の施設の設置に関する目標」の策定に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化		
施策	③生活基盤等の防災・減災対策	実施計画掲載頁	139頁	
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などが発生しており、自然災害から県民の生命と財産を守るため生活基盤の機能強化が必要である。</p> <p>○大災害の発生時には、県民への迅速な情報提供が重要であることから、総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)の整備や各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、台風常襲地帯であること等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。</p> <p>○緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設等から順次、耐震診断・改修を進めていく必要がある。</p> <p>○島嶼県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>○都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除が出来ない地域がある。</p> <p>○台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。</p> <p>○避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p> <p>○土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。</p> <p>○季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備が求められている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○公共施設等における耐震化対策の推進				
1	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	4,508,672	順調	○公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建替事業を実施し予定どおりに進捗している。また、耐震基準を満たしていない県営神森団地の建替事業(第2期・71戸)に着手した。また、県営赤嶺市街地住宅ほか2団地の外壁改修工事設計を実施した。(1)
2	公共建築物の耐震化促進事業 (土木建築部建築指導課)	—	順調	○市町村へ耐震診断・改修関連の情報提供、助言等を行い、耐震改修促進計画の策定を促した。県有建築物については、防災週間において耐震化を周知した。(2)

様式2(施策)

3	橋梁長寿命化修繕事業(県道等) (土木建築部道路管理課)	2,227,548	順調	○国道331号(潮上橋)、県道池間大浦線(池間大橋橋)等、県管理道路(補助国道、県道)における道路橋の補修・耐震補強を実施。計画35箇所に対し、実績51箇所(3)の事業に着手。補修・耐震補強の推進により、橋梁の長寿命化とともに安全で安心な道路ネットワークの形成につながる。
4	橋梁長寿命化修繕事業(市町村道) (土木建築部道路管理課)	1,310,603	順調	○市町村道の橋梁長寿命化計画及び定期点検に基づき、優先度の高い道田橋(宜野湾市)ほか11橋の橋梁補修が完了したことにより、安全で安心な道路ネットワークの形成が図られている。(4)
5	モノレール施設長寿命化事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	283	やや遅れ	○安里駅付近(4径間、延長170m)及び首里駅付近(4径間、延長155m)の鋼軌道桁塗装塗り替え工事、奥武山駅付近の鋼製橋脚補修工事を実施した。計画の達成率が27.5%(計画値38.4%)にとどまったため、やや遅れとなった。(5)
6	治水施設の機能維持(長寿命化対策) (土木建築部河川課)	349,403	順調	○天願川可動堰の機器更新の詳細設計を行った。長寿命化計画に基づき、座間味ダム、金城ダムのダム管理用制御処理設備の改良を行った。(6)
7	下水道事業(長寿命化・地震対策) (土木建築部下水道課)	9,759,479	順調	○下水道長寿命化計画未策定の市町村にフォローアップを行い、雨水管及び未策定処理区域汚水管路の下水道長寿命化計画を策定させ、計画的な更新、耐震化を推進した。また、主要な管渠等の老朽管対策を実施したことで耐震化延長は、計画値4kmに対し、実績値5.3kmとなった。(7)
8	海岸保全施設長寿命化計画策定事業 (土木建築部海岸防災課)	35,581	順調	○稲嶺海岸など、県内12地区の護岸の点検・老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定したことから、今後、老朽化対策事業へ展開するための基礎資料が取りまとめられた。また、奥湾港海岸など、県内26地区の護岸の点検・老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定したことから、今後、老朽化対策事業へ展開するための基礎資料が取りまとめられた。(8)
9	海岸堤防等老朽化対策緊急事業 (土木建築部海岸防災課)	303,805	やや遅れ	○宜野湾市の伊佐海岸(L=300m)において、老朽化した護岸の防護機能の強化・回復を図るため、護岸の設計を行った。また、うるま市の中城湾港海岸(豊原地区(L=176m))等において、老朽化した海岸保全施設の整備を行った。(9)

○学校施設の耐震化対策の推進				
10	公立小中学校施設整備事業 (教育庁施設課)	6,011,279	順調	○公立学校施設担当研修会を2回開催し、ヒアリングや通知等により、耐震化の促進や予算の早期執行、体制強化について働きかけるとともに、市町村が交付申請した文部科学省施設整備事業に対し、学校施設14校(9市町村)54,274㎡の改築・改修費等の交付を行った。(10)
11	高等学校施設整備事業 (教育庁施設課)	3,062,406	大幅遅れ	○老朽化した高等学校施設の改築を行ったが、事業実施年度の変更や繰越工事等により、改築面積が計画値21,211㎡に対し、9,267㎡にとどまったため、大幅遅れとなった。(11)
12	特別支援学校施設整備事業 (教育庁施設課)	—	順調	○特別支援学校すべての改築が、平成26年度に完了し、耐震化率100%を達成した。(12)
13	高等学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	524,357	順調	○関係各課及び学校と調整し、工期が重ならないように対象施設を選定したうえで、高等学校施設35,858㎡及び特別支援学校施設3,455㎡に、外壁の塗装改修、屋根の防水工事を実施した。(13、14)
14	特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	52,031	順調	
○社会福祉施設等の耐震化				
15	障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	813,579	順調	○グループホームの設置等について、事業所向けの説明会等を通して、広報啓発活動を行うとともに、社会福祉法人等が行う障害福祉施設等の整備に要する経費の一部を補助した。グループホーム等の整備支援件数は、計画値1件に対し、実績値1件となった。また、障害者福祉施設の改築・修繕助成については、計画値1件に対し、実績値5件となった。(15)
○水産基盤施設における防災対策の強化				
16	漁港防災対策支援事業 (農林水産部漁港漁場課)	112,938	順調	○防災減災対策協議会の意見等を反映し、渡名喜地区で避難施設の整備、佐良浜地区で避難誘導灯の延長整備を行うとともに、これらの整備内容等を反映した、ハザードマップを作成した。(16)
17	水産物供給基盤機能強化事業 (農林水産部漁港漁場課)	167,148	順調	○耐震強化整備に係る工事施工の際には、定期船が岸壁を使用できるよう工事区分を分割して実施し、仮設栈橋を設置するなど施工中も定期船が係留できるよう取り組んでおり、岸壁の耐震強化整備を1地区で実施した。(17)
18	水産物供給基盤機能保全事業 (農林水産部漁港漁場課)	1,641,306	順調	○沖縄南部地区等において、護岸、岸壁等漁港施設の保全工事を9地区で実施しており、施設の機能維持による諸効果及び更新コストの縮減効果が見込まれる。(18)

○民間住宅・建築物等の耐震化促進				
19	民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策 (民間建築物の耐震化促進事業) (建築物の耐震化促進支援事業) (耐震技術者等育成支援事業) (沖縄型建築基準検証整備事業) (建築物耐震対策事業) (土木建築部建築指導課)	0	大幅遅れ	○民間住宅・建築物に対する耐震診断・改修等補助のスキーム見直し及び鉄筋コンクリート耐震技術者育成講習会及びシンポジウム等建築物の耐震促進のための普及啓発活動の事業見直しを行った。(19) ○県及び那覇市では、アスベストデータベースの作成業務を実施し、アスベスト対策の指導、普及啓発等に向けた環境整備が計画通り進捗している。市町村が実施する民間建築物等の吹きつけアスベストの除去及び含有調査に係る費用に対する助成は、計画値4件に対し、実績1件であった。(20)
20	アスベスト対策事業 (土木建築部建築指導課)	8,111	やや遅れ	
○水道施設の耐震化対策				
21	水道施設の整備 (企業局建設計画課)	11,872,227	順調	○アセットマネジメント(資産管理)の手法により、施設全体の更新費用及び年単位の更新需要を把握した上で、北谷浄水場整備(沈澱池設備工事、ろ過池設備工事、自家発電設備工事、特高受変電工事等)、石川～上間送水管布設工事等を行った。これにより成27年耐震化率の計画値(39%)に対し、実績値39%となる見込みである。(21)
22	水道施設整備事業 (保健医療部生活衛生課)	4,771,143	やや遅れ	○名護市等25事業体で老朽化した水道施設の更新・耐震化等の整備を実施した。また、県は各事業体へ老朽化施設の計画的な更新、耐震化等への取組等について指導・助言を行った。平成27年度の基幹管路の耐震化率は集計中であるが、平成26年度は計画値20%に対し実績値14.1%であったことから、進捗状況はやや遅れとした。(22)
○治水対策、都市の浸水対策				
23	治水対策(河川改修、情報提供等) (土木建築部河川課)	3,225,087	順調	○国場川、小波津川など20河川で、洪水被害の防御のための河川整備として、用地補償及び護岸工事(0.9km)等を行い、儀間ダムでは、試験湛水及び周辺整備を行った。ダム情報基盤の整備は、倉敷ダム及び金城ダムのダム管理用制御処理設備の改良を行った。また、河川情報基盤の更新は、沖縄県と沖縄総合事務局間の通信機能の二重化を行った。(23)
24	下水道事業(浸水対策) (土木建築部下水道課)	市町村	順調	○市町村下水道職員向けの浸水対策勉強会を開催し、各自市町村の現状と課題の把握や浸水対策の課題と対応案の検討、浸水対策取組事例紹介による情報共有等の取組みを推進した。また、有識者による気象情報の講義を行い、基礎知識等の修得を図った。また、雨水管整備を実施したことで浸水対策整備面積は、計画値75haに対し、実績値89haとなった。また、那覇市において「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定した。(24)

様式2(施策)

○土砂災害対策				
25	急傾斜地崩壊対策事業 (土木建築部海岸防災課)	79,111	大幅遅れ	○真玉橋地区、天久地区、津覇地区の急傾斜地崩壊対策施設の整備を行った。(25)
26	砂防事業 (土木建築部海岸防災課)	175,504	大幅遅れ	○安和与那川、饒波川、東屋部川、小兼久川の砂防施設として、流路工の整備を行った。(26)
27	地すべり対策事業 (土木建築部海岸防災課)	354,551	やや遅れ	○糸満兼城、熱田、当間、豊原4地区の地すべり対策施設の整備を行った。(27)
28	土砂災害警戒避難体制支援事業 (土木建築部海岸防災課)	0	順調	○市町村が行う土砂災害に対する防災訓練について、県関連事業(土砂災害相互通報システム整備事業)が防災危機管理課所管防災情報システムに統合されたため、当該防災システムを活用した訓練を支援したことにより土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進した。(28)
29	治山事業 (農林水産部森林管理課)	724,298	順調	○事業実施箇所について、関係市町村等地域の要望・意見等の情報収集の早期実施と事業の早期発注を実施し、2.2haの保安林(造成、改良等)を整備した。(29)
○高潮等対策				
30	津波・高潮警戒避難体制の整備事業 (土木建築部海岸防災課)	—	順調	○市町村等を対象とし、津波防災地域づくりに関する法律についての説明会及び県外自治体の先進事例の紹介を行った。(30)
31	高潮対策事業 (土木建築部海岸防災課)	394,618	順調	○北谷町の宮城海岸(L=117m)において、高潮対策のため海岸保全施設の整備を行った。また、名護市の嘉陽海岸(L=37m)において、高潮対策のため海岸保全施設の整備を行った。そして、伊是名村の仲田港海岸(L=142m)において、高潮対策のため海岸保全施設の整備を行った。(31)
32	漁港海岸保全施設整備事業 (農林水産部漁港漁場課)	280,054	順調	○事業に関する合意形成を図るため、事業実施の前には漁業者や漁協などの関係者は地域住民への説明会を行い、工事実施時期を決定した上で、平成27年度は2地区で海岸保全施設を整備した。(32)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1)成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (25年度)	37市町村 (27年)	41市町村	1市町村	—
	状況説明	市町村を対象とした説明会等を継続して行い、また、作成した津波浸水想定図をホームページ等で積極的に公表を行っている。津波高潮ハザードマップ作成市町村数は基準値36市町村に対し、現状値は37市町村となり、H28目標値41市町村は達成できる見込みである。				
2	道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (23年)	35箇所 (27年)	減少	30箇所	—
	状況説明	緊急時の輸送道路の確保等、安全で安心な道路ネットワークの形成に向け、事業の推進が図られている。今後も予算の割り当て配分を見直すなど、橋梁の補修・耐震補強・架け替えの完了(供用)橋数を増やし、沖縄県橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化・劣化の進行した橋梁等を優先に整備し事業の進捗を図る。				
3	耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8% (23年度)	92.1% (27年度)	91.1%	2.3%	82.9% (22年度)
	状況説明	基準値(89.8%)に比べて現状値は(92.1%)と、2.3%の改善となっている。建替事業が計画どおり実施されたことにより順調に進捗している。現状値はH28目標値を達成したが、引き続き本取組により県営住宅の耐震化率の向上を図る。				
4	住宅耐震化率	82% (20年)	85.1% (25年)	90%	3.1ポイント	82% (25年)
	状況説明	平成25年度時点における現状値は、基準値に対し、3.1%上昇している。今後も引き続き住宅耐震化率の目標値実現に向け既存建築物の耐震化を周知するとともに容易に耐震診断を行うための体制を構築する事業を進めていくが、H28年度の住宅耐震化率の見込みは87%程度の見込みとなっている。				
5	特定建築物耐震化率	83% (18年)	87.9% (26年)	90%	4.9ポイント	88.7% (26年)
	状況説明	県有建築物の耐震化率については、旧耐震基準による建築物の建替及び除却が進んだ結果、基準値83%から現状値87.9%となり、耐震化率が4.9%向上した。H28には目標値90%の達成を見込んでいる。				
6	公立学校耐震化率	79.9% (24年)	87.9% (27年度)	90%	8.0ポイント	95.1% (27年)
	状況説明	平成27年の公立学校耐震化率は基準年にく比べ8.0ポイント改善し、87.9%となっている。小中学校の耐震化の遅れにより全国平均を下回っているが、今後順調に事業の進捗が図られれば、目標値の達成は可能である。				
7	障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	69.5% (22年度)	92.6% (27年)	93.2% (27年度)	23.1%	—
	状況説明	障害児・者入所施設の耐震化率は、昭和56年以前に建てられた障害児・者入所施設について、改築等により耐震化した施設の割合である。平成28年度も1箇所の耐震化改築を予定していることから、さらなる耐震化率の向上が見込まれる。				
8	主要9河川での浸水想定面積	約234ha (22年度)	—	156ha	—	—
	状況説明	浸水想定区域は概ね5年ごとに更新することになっており、平成27年度の数値は把握できていないが、自然災害から県民の生活と財産を守るための生活基盤の機能強化としての河川改修工事については計画通り進捗しており、浸水想定面積は改善されているものと見込まれる。				

様式2(施策)

9	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	基幹管路の耐震化率(上水道)	23% (22年)	24% (26年)	37%	1ポイント	36% (26年)
状況説明	基準値23%(H22)に対し、現状値24%(H26)で1ポイント改善が図られた。既存管路を精査した結果、基準値(目標値)において耐震性を有していない管が含まれていたため、H28目標値の達成は困難と考えられるが、石川～上間送水管布設工事等の実施により、基幹管路の耐震化は着実に進捗している。今後も目標値の達成に向けて継続した取組が必要である。					
10	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0% (22年度)	42.9% (27年度)	—	25.9ポイント	—
状況説明	老朽管対策を実施したことにより、重要な幹線等の耐震化率は現状値42.9%、改善幅25.9ポイントとなっており、順調に推移している。この数値は、H33年の目標値(30.0%)を大幅に上回っている。					
11	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	下水道による都市浸水対策達成率	53.5% (22年度)	57.4% (27年度)	—	3.9ポイント	—
状況説明	浸水対策の進捗を図るため各市町村が雨水管の整備を行ったことで、浸水対策達成率は基準値53.5%から現状値57.4%となり、改善幅は3.9ポイント向上した。過去に浸水被害が発生した箇所を優先的に整備を進めることで、課題の改善を図る。					
12	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13% (23年度)	14% (27年度)	15%	1ポイント	26% (21年度)
状況説明	要配慮者利用施設等が含まれる急傾斜危険箇所について、急傾斜地崩壊対策施設の整備を行ったことにより、土砂災害危険箇所整備率は1ポイント改善し、現在14%となっている。目標値15%に対し現状値14%であり、順調に推移していることから目標は達成できる見込みである。					
13	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21% (23年度)	22% (27年)	23%	1ポイント	22% (21年度)
状況説明	急輸送路等が含まれる土石流危険箇所について、砂防施設の整備を行ったことにより土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)は1ポイント改善し、現在22%となっている。目標値23%に対し現状値は22%であり、順調に推移しているが用地取得が難航しているため、目標の達成は、難しい状況である。 なお、土砂災害危険箇所においては流路工の整備を促進し、土砂の流れを円滑にしているところであり、今後は砂防堰堤についても整備促進することとしている。					
14	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24% (23年度)	28% (27年度)	28%	4ポイント	22% (18年度)
状況説明	要配慮者利用施設等が含まれる地すべり危険箇所について、地すべり対策施設の整備を行ったことにより、土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)は4ポイント改善し、現在28%となっている。目標値28%に対し現状値28%であり、順調に推移している。					
15	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	防護面積(高潮対策等)	58.9ha (23年度)	80.4ha (27年)	76.9ha	21.5ha	—
状況説明	海岸保全施設の整備による高潮対策等の防護面積は、基準値58.9haに対し改善幅21.5ha、現状値は80.4haとなり、H28目標値76.9haは達成された。引き続き、高潮、波浪、津波等から背後地を守るため、取組みを推進する。					
16	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	防風・防潮林整備面積	533ha (23年度)	558ha (27年)	563ha	25ha	—
状況説明	これまでの防風・防潮林の整備面積は25ha(6.3ha/年)で、計画通りの整備状況となっており、引き続き取組を推進することで、目標値の達成を見込んでいる。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
海岸保全施設の老朽化点検箇所数	133箇所 (25年)	144箇所 (26年)	182箇所 (27年)	↗	—
民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況(%) (補助創設済行政庁数/行政庁数)	7.1% (25年度)	7.1% (26年度)	7.1% (27年度)	→	21.8% (H27年度)
整備延長(海岸保全施設・老朽化対策)	1.6km (26年)	2.2km (27年)	2.6km (28年)	↗	—
長寿命化計画策定件数(県管理ダム)	5件 (25年)	5件 (25年)	5件 (27年)	→	—
旧耐震基準で建築された公立小中学校老朽校舎の耐震化率	80.5% (25年度)	84.1% (26年度)	85.7% (27年度)	↗	95.6% (27年度)
公立高等学校の耐震化率	91.4% (25年度)	94.4% (26年度)	96.2% (27年度)	↗	93.7% (27年度)
特別支援学校の耐震化率	91.7% (25年度)	100% (26年度)	100% (27年度)	↗	98.1% (27年度)
グループホーム等数(障害福祉サービス)	208箇所 (25年度)	217箇所 (26年度)	295箇所 (27年度)	↗	—
福祉施設から地域生活への移行者数	604人 (25年度)	675人 (26年度)	685人 (27年度)	↗	—
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量(整備率)	1,030m (59%) (24年)	1,130m (65%) (25年)	1,130m (65%) (26年)	↗	20% (21年)
海岸保全施設整備により防護される背后面積(防護面積)	0.0ha (25年)	28.7ha (26年)	29.0ha (27年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○公共施設等における耐震化対策の推進

- ・昭和54～61年の建設ピーク時の公営住宅の整備から30～35年経過しようとしており、更新時期を迎える公営住宅が急激に増加する見込みである。
- ・耐震改修促進計画未策定市町村の多くが離島市町村となっており、早急に策定を推進する必要があるほか、昭和54～61年の建設ピーク時の公営住宅が整備から30～35年経過しようとしており、更新時期を迎える公営住宅が急激に増加する見込みである。
- ・昭和56年以前に建設された県営住宅は現在の耐震基準を満たしておらず、又、塩分含有量の多い骨材が使用された可能性が高いことから、老朽化が著しい建物が多い。
- ・県の管理する道路橋は672橋(50年以上は、62橋で9.3%)あり、その多くが復帰後に建設されており、今後も維持修繕費が増大することが予測されることから最も効率的・効果的な維持修繕を行わなければならない。
- ・市町村の管理する橋梁は、その多くが復帰直後に建設されており、老朽化橋梁が急速に増加することが懸念され、効果的、効率的な維持修繕が必要である。
- ・本庁で策定された長寿命化計画に基づき、各土木事務所で海岸保全施設の維持管理を実施していく。
- ・治水施設の機能維持(長寿命化対策)について、増大化する天願川可動堰の老朽化対策予算を確保する必要がある。同時に適切な維持修繕を行いライフサイクル・沖縄県の下水道事業は、事業開始から40年以上経過しているため、既存施設(ストック)の増大、施設の老朽化、耐用年数の超過等の課題がある。厳しい財政状況下でこれらのストックを効果的に改築・更新、耐震化に取り組むため、下水道長寿命化計画等により効果的に老朽化対策を実施しなければならないが、中小町村では下水道事業に充てられる人員・予算に限られてることから、計画が未策定の町村もある。
- ・公共施設等における耐震化対策の推進について昭和56年以前に建設された県営住宅は現在の耐震基準を満たしておらず、又、塩分含有量の多い骨材が使用された可能性が高いことから、老朽化が著しい建物が多い。
- ・国の耐震診断等の促進を図るための基本的方針が改正され、H32年度までの新たな目標が設定されたコストの縮減に努める必要がある。

○学校施設の耐震化対策の推進

- ・高等学校施設整備事業では、学校関係者等の要望や関係者間の調整に時間を要する。
- ・塩害防止・長寿命化事業においては、工事の中で施工数量調査を実施するが、建築時の施工不良箇所が見つかり、当初予定していなかった躯体補修を実施することとなった。また、騒音が発生する工事や生徒の移動に支障がでる場所など、学校の長期休暇中でないと工事が実施出来ない箇所が発生した。

○水産基盤施設における防災対策の強化

- ・漁港防災対策支援事業において、渡名喜地区で津波避難施設、渡名喜、佐良浜両地区で避難誘導標識及び避難誘導灯を整備するとともに、これらの整備内容を反映したハザードマップを作成したことにより、ハード・ソフト対策を合わせた避難対象者の安全確保が可能となった。
- ・水産物供給基盤機能保全事業において、今後、既存施設の更新費用の推移は増加傾向にあることなどから、更新コストの縮減、予算平準化を図っていく必要がある。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

- ・民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策では、耐震診断及び改修等の支援への問い合わせは多かったものの、住民ニーズの多くは耐震改修ではなく支援対象外である建替であり、事業制度と住民ニーズとのミスマッチが生じている。
- ・耐震診断相談者へ耐震診断に関するアンケートを実施したところ、多額な費用がかかることから耐震診断に至らないことが判明した。
- ・特定建築物における耐震化率は高いものの、緊急輸送道路沿道の高層建築物において既存耐震不適格建築物が残存しており、幹線道路沿道の耐震化を図る必要がある。
- ・事業を推進するには、市町村が民間建築物のアスベスト改修事業補助要綱を策定し、補助制度を創設する必要があるが、市町村において、事業の必要性及び効果についての理解が不足している。
- ・事業実施市町村が少ないため、一般への広報周知が不足し、建築物所有者が、アスベストへ被害の認識及び危機意識を持っていない。
- ・既存民間建築物のアスベストの実態を把握し、アスベスト対策の指導、助言、普及啓発、情報提供をする必要があるが、既存建築物の数が膨大なうえ、情報の取得が難しいため、段階的に効率良くデータベース化及び実態調査を進める必要がある。

○水道施設の耐震化対策

- ・本土復帰後、年々増大する水需要に早急に対処するため水道施設の整備を早急に進めてきた。これらの水道施設の経年化が進み大量に更新時期を迎えるため、計画的な施設の更新が必要である。
- ・島嶼県である本県において、上水道施設が東日本大震災のような大規模災害に被災した場合、島民生活、社会経済活動に与える影響が大きいことから、給水停止、渇水により発生する制限給水などに備え、安定的な水量を確保する必要がある。
- ・一部の市町村水道事業体においては、技術者の確保が困難な事由等により技術基盤が脆弱である。安全な水を将来にわたって安定的に供給するため、市町村水道事業体に対し、老朽化施設の計画的な更新、耐震化等への取組を継続的に指導する必要がある。

○治水対策、都市の浸水対策

- ・市町村の下水道事業については、厳しい財政状況下で、未普及対策(汚水事業)に充当する予算が優先となり、浸水対策(雨水事業)が後回しになる傾向があり、取組を進める上で課題となっている。

○土砂災害対策

- ・土砂災害警戒区域の指定を進め、市町村の警戒避難体制整備を促進する。
- ・危険箇所(世界遺産の城(グスク)や関連遺産など多くの観光地が点在し、地すべりが発生するとダメージを受ける。
- ・居住区域が丘陵地や傾斜地周辺まで拡大し、人的被害の危険が高まっている。
- ・土砂災害危険箇所を有する全ての市町村(33市町村)で「防災情報システム」を利用した訓練を継続的に実施するよう留意する必要がある。
- ・治山事業において、確実な事業執行のため、事業実施に必要な保安林の指定、施工同意等諸条件の早期解決を図る必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○公共施設等における耐震化対策の推進

- ・耐震基準を満たしていない住棟については建替を行うことにより耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・公営住宅のコストの縮減に取り組む必要がある。
- ・今後、公営住宅の更新が急増することから効率的な整備手法の検討が必要である。
- ・道路法令の改正(平成26年7月施行)により、橋梁の定期点検(5年に1回)の実施が定められた。
- ・全国的な要望の増加により、国庫補助事業による修繕又は架替の予算要望に対する予算確保が困難となっている。
- ・沖縄都市モノレールインフラ部は、高温多湿であることや台風時の飛来塩分など沖縄独特の厳しい自然環境により鋼構造物の腐食・劣化が生じやすい。
- ・平成26年6月に海岸法の一部が改正され、海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防災に支障を及ぼさないよう努めることが新たに義務づけられた。
- ・県が定める海岸保全基本計画において、平成28年3月、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項について新たに追加した。
- ・真榮里ダムは国営石垣島土地改良事業と連携を図り長寿命化計画を策定していく必要がある。

○学校施設の耐震化対策の推進

- ・高等学校施設整備事業については、資材費や労務単価の高騰した。また、事業地区や事業規模による入札不調、不落が増加した。

○社会福祉施設等の耐震化

- ・グループホーム等の整備数については、施設の定員は少人数であることから、新たに整備する場合でも他の福祉施設に比べ費用の面などから比較的整備しやすい。

○水産基盤施設における防災対策の強化

- ・東日本大震災の発生から5年が経過し、防災意識の低下が危惧されている。
- ・水産物供給基盤機能強化事業において、波照間地区における岸壁と防波堤の工事等の実施に際しては、定期船や漁船の利用状況を勘案するなど、運航や操業に支障がないよう十分に留意する必要がある。
- ・水産物供給基盤機能保全事業において、本県における漁港整備は昭和47年以降本格的に進めてきたところであるが、供用開始から30年程度以上経過した施設については老朽化による施設の機能低下が懸念されることから、早急な老朽化対策が必要となっている。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

- ・昭和56年以前に建設された民間住宅は現在の耐震基準を満たしておらず、また昭和54年以前に建設された住宅は、地震に対する強度が全国の半分程度となっており、さらに塩分含有量の多い骨材が使用された可能性が高いことから、老朽化が著しい建物が多い。
- ・国の補助制度が、民間建築物含有調査についてはH29年度末で廃止、除去等についてはH32年度末で廃止されるため、事業推進方法の見直しが必要である。

○水道施設の耐震化対策

- ・島嶼県である本県において、上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、企業局は水道施設の耐震化等に取り組む。
- ・水道施設整備費(公共)については、全国的に減少傾向(当初予算において、平成28年度は平成21年度の約1/5)にあるため、予算確保が困難になりつつある。

○治水対策、都市の浸水対策

- ・平成27年1月、総務省より下水道事業についても公営企業会計を導入を求める通知が行われたことから、国が示した平成31年度までに公営企業法適用に向け集中的に取り組まなければならないが、固定資産調査・台帳整備等の移行事務作業が膨大なため、中小自治体などでは下水道整備に影響が出る可能性もある。
- ・治水対策(河川整備)は、用地物件の補償に多くの困難が伴うこと、また下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要し、引き続き地元住民の事業に対する理解と協力を得るため、事業説明等を実施する必要がある。

○土砂災害対策

- ・市町村からの土砂災害報告に時間を要し、正確な災害情報を迅速に得ることができない状況なため、県で整備した防災関連システムの使用習熟度を向上し、県と市町村間の情報伝達を円滑に行う必要がある。
- ・治山事業において、事業着手後に生じる設計変更や施工方法に対する地元からの追加要望等諸課題の解決及び確実な事業執行のために早期発注が必要である。

○高潮等対策

- ・平成27年度、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生すると想定される津波の水位を設定した。
- ・漁港海岸保全施設整備事業など、漁港、漁村における防災対策については、国(水産庁)も推進しており、着実に実施していくことが重要である。また、伊是名地区における人工リーフ等の整備については、近隣海域にもずくの養殖場が多く点在していることから、もずく養殖に支障がないよう十分に留意する必要があるほか、円滑な事業実施に向けて、地域住民等関係者との合意形成を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○公共施設等における耐震化対策の推進

・公営住宅の整備について、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、効率的な建替事業を推進していく。耐震基準を満たし、劣化の程度の低い住棟については、エレベーターや外壁等の改修工事を実施し、建物の長寿命化を図る。
 ・公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となるため、沖縄県耐震改修促進計画に基づき公共建築物の早期の耐震化を促す。
 ・県道等の橋梁長寿命化修繕事業について、定期点検の結果に基づいて長寿命化修繕計画を見直し、健全度が低下した橋梁や緊急輸送道路に指定されている路線については、優先的に補修を実施する。
 ・治水施設の機能維持(長寿命化対策)について、天願川可動堰は、予防的修繕など延命化対策を実施することでライフサイクルコストの縮減を図る。
 ・海岸保全施設を良好な状態に保つよう、点検・調査結果を基に策定した長寿命化計画により維持管理及び老朽化対策を継続する。また、海岸保全基本計画や長寿命化計画に基づき防護機能の強化・回復を図る。

○学校施設の耐震化対策の推進

・高等学校施設整備事業では、関係機関と連携を密に取ることで、課題の早期対応を目指し、事業推進についてより一層の円滑化を図る。入札不調、不落の対策としては、案件によっては、当初から一般競争入札での発注を行うなどで対応する。
 ・塩害防止・長寿命化事業については、発注前に現場確認を行い、目視にて可能な限り建物の状態を把握する。また、学校運営に支障をださずに工事が行えるよう、各学校と早めの日程調整を行う。

○社会福祉施設等の耐震化

・国庫補助金を活用した障害児者福祉施設の整備については、施設の老朽化の状況等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図る。

○水産基盤施設における防災対策の強化

・漁港防災対策支援事業において、災害発生時の地域住民の安全確保のため、渡名喜、佐良浜両地区において整備された避難誘導標識等避難関連施設及びハザードマップを避難訓練等で活用し、地域住民に周知する。
 ・水産物供給基盤機能強化事業において、定期船の運航等に支障をきたさないようにするため、施工業者との工程管理を密に行い工期短縮に努めるほか、定期的に海運会社等へ進捗状況を報告するなど、関係団体との連携を図る。
 ・水産物供給基盤機能保全事業において、引き続き適切な老朽化対策を実施するため、市町村や関係団体などと連携し、計画的な事業実施に取り組むほか、今後の更新に掛かる予算の平準化を図るため、効率的なマネージメントを可能とするデータベース等の構築に努める。また、小規模漁港の機能保全を推進するため、平成28年度から採択要件が緩和された「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」の活用を検討していく。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

・住宅の耐震対策については、簡易耐震診断事業の実施等を通して、耐震診断・改修等に対する県民ニーズを把握する。また、担当者会議を実施し、耐震診断・改修等に対する市町村補助制度の創設を促進する。耐震診断技術者の育成については、容易に耐震診断・改修を行いやすい環境を整備し、市町村補助要綱創設に向け、補助要綱ガイドラインの提供など支援を行っていく。
 ・アスベスト対策については、パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により民間建築物所有者等に対し、必要性及び補助制度の周知を行う。今後、県及び那覇市などの特定行政庁において、平成29年度末までに既存建築物のデータベース化を進め、個々の建物のアスベスト使用状況や住民ニーズについての把握方法について検討する。

○水道施設の耐震化対策

・災害に強い水道施設を整備するため、沖縄水道水源開発等施設整備事業について、引き続き水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の手法を活用した上で老朽化施設の計画的な更新に取り組むとともに、耐震化対策を実施する。
 ・水道施設整備事業について、災害時等においても水道水を安定的に供給するため、可搬型の海水淡水化装置を導入する。また、市町村管理の水道施設整備については、市町村水道事業体との協議等の際に、引続き老朽化施設の計画的な更新、水道施設整備において耐震化等への取組(基幹管路の新設、更新にあたっては耐震管を採用する等)を指導する。さらに、施設整備の優先順位に応じて効率的な耐震化対策を行う。

○治水対策、都市の浸水対策

・河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などの自然災害から県民の生命と財産を守るため、治水対策事業においては、長期間に及ぶ河川整備に対する地元住民の理解と協力を得るよう、住民説明会やワークショップを開催する。
 ・下水道事業(浸水対策)については、関係市町村の雨水管渠等の整備状況、効率的、効果的な浸水対策を図るうえでの課題等をヒアリングや勉強会等で確認するとともに、今後の予算措置の見直しを含めたフォローアップを行う。また、公営企業会計を導入しなければならない市町村に対しては、県として情報提供等を行っていく。

○土砂災害対策

・急傾斜地崩壊対策、砂防事業及び地すべり対策については、整備箇所における地元同意等の条件整備に資する事業説明会や、個別に関係地権者への説明により理解と協力を得る必要がある。
 ・土砂災害警戒避難体制支援事業については、県と市町村間の土砂災害関連情報伝達の円滑化等を図るため「防災情報システム」や防災関連システムの活用方法を含めた災害報告方法の説明を継続的に行い、総合的な防災システムによる土砂災害警戒避難体制の支援を行う。
 ・治山事業において、防風・防潮林の整備箇所については、関係市町村等地元の要望・意見等の情報収集を適宜実施する。

○高潮等対策

・高潮対策においては、今年度設定した設計津波水位について、既存の施設と天端高さとの比較を行い、高さが不足する場合には本取り組みにより対策を検討する。
 ・漁港海岸保全施設整備事業については、もずく養殖に支障が無く円滑に事業を実施していくため、整備にあたり適宜地元説明会を開催するなど、漁協や地域住民等関係者との合意形成を促進していく。